

株 主 各 位

仙台市若林区卸町三丁目 7 番地の 5
株式会社 植 松 商 会
代表取締役社長 植 松 誠 一 郎

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年 6 月 16 日（木曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 6 月 17 日（金曜日）午前10時

2. 場 所 仙台市青葉区中央四丁目 6 番 1 号
仙台国際ホテル 2 階平成の間（東中）

昨年と同じホテルですが、フロアー及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

第62期（平成27年 3 月 21 日から平成28年 3 月 20 日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金処分の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4 名選任の件

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第 7 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第 8 号議案 役員賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、イ
ンターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.uem-net.co.jp>）に
掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年3月21日から
平成28年3月20日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策による円安・株高の定着を背景に、景気は緩やかな回復基調となっておりましたが、一方で、中国をはじめとした新興国を中心に世界経済の先行きへの不安がくすぶる中、欧州の景気回復の遅れや、景気のけん引役となっている米国経済の減速等の影響を受け、日本経済もマイナス金利の導入にもかかわらず円高・株式市場の低迷に見舞われるなど不安定な状況にあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当機械工具業界におきましては、主要取引先である自動車関連における国内生産台数の前年割れなどの状況はありましたものの、幅広い産業において設備投資が上向き、工作機械の内需回復などで堅調に推移しましたが、当社の営業基盤である東北地方においては、自動車、電子部品などの生産水準は弱含みのまま推移し、また設備投資の抑制など、当社を取り巻く環境は厳しい状況で推移しました。

このような状況の中で当社は、引き続きお客様の多様なニーズに応えるべく積極的な営業展開による新しい需要の創造とベースの底上げを図り、利益体質への改善、企業価値の向上を目指してまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は57億5千5百万円(前期比4.4%減)となりました。売上高を商品分類別に見ますと、伝導機器が6億5千4百万円(前期比6.7%増)となりましたものの、一方で、産機26億9千8百万円(前期比2.8%減)、工具13億7千5百万円(前期比4.2%減)、機械5億1百万円(前期比23.4%減)、その他5億2千4百万円(前期比2.9%減)のいずれも減少となりました。

利益につきましては、営業利益は159千円（前期比99.6%減）、経常利益5千万円（前期比48.9%減）、当期純利益は5千6百万円（前期比22.3%減）となりました。

〔売上高の内訳〕

（単位：千円）

品 目		第62期（当期） (27.3.21～28.3.20)	第61期（前期） (26.3.21～27.3.20)	増 減（率・%）
商 品	機 械	501,805	655,296	△153,491（△23.4）
	工 具	1,375,891	1,436,588	△60,697（△4.2）
	産 機	2,698,298	2,774,797	△76,499（△2.8）
	伝 導 機 器	654,582	613,229	41,353（6.7）
	そ の 他	524,611	540,237	△15,626（△2.9）
合 計		5,755,189	6,020,147	△264,960（△4.4）

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資額は1千1百万円であります。

その主なものは、本社玄関庭園整備3百万円及び全社情報システムの構築7百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第59期 (24.3.21～25.3.20)	第60期 (25.3.21～26.3.20)	第61期 (26.3.21～27.3.20)	第62期(当期) (27.3.21～28.3.20)
売上高(千円)	5,861,279	6,182,438	6,020,147	5,755,189
当期純利益(千円)	121,897	107,086	72,607	56,390
1当期純利益	26円31銭	23円11銭	15円67銭	12円17銭
総資産(千円)	4,135,666	4,313,613	4,416,552	4,442,740
純資産(千円)	2,537,944	2,665,023	2,825,165	2,752,618
1純資産額	547円77銭	575円20銭	609円79銭	594円13銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、東北における生産財の供給商社として、地域の産業開発と生活文化の向上のため、モノづくりを支える努力と挑戦を続けてまいりました。こうした基本姿勢を今後も堅持しながら、いかなる環境変化にも対応出来る筋肉質の企業体質を目指すべく、以下の対処すべき課題に取り組んでまいります。

① 利益体質への改善

部門の採算管理、収益構造の見直しなど、経営効率の向上施策について積極的に取り組んでまいります。

② 企業価値の拡大

上場企業としてのガバナンスの強化、メセナ活動などを通じた社会貢献、各種IR活動の展開などにより企業価値を高め、社会やステークホルダーの皆様からも信頼される企業を目指してまいります。

③ 人材の確保と育成

人材が最も重要な経営資源と捉えており、優秀な人材の確保・教育が今後の当社の成長戦略には欠かせないものと考えております。社員一人一人の能力を最大限に引き出す職場環境を実現することは、企業にとって従来以上に重要になっておりますことから、教育・研修の強化に向けた環境作りや研修制度の充実をはかってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年 3月20日現在）

当社は機械、工具及び産業機械・器具の仕入販売が主な事業であり、主要取扱商品は次のとおりであります。

区 分	主 要 商 品
機 械	金属工作機械、鍛圧機械、自動プログラミング、製缶・鉄骨機械関連
工 具	切削工具、作業工具、測定工具・機器、ツーリング工作用機器、電動工具、空気工具、その他
産 機	原動機、油・空圧機器、コンプレッサー、省力化・合理化機器、荷役・搬送機器、溶接機、管工機械、保管機器、環境改善機器、ME機器、化学製品、建機、その他
伝 導 機 器	軸受、伝導機・伝導用品、変・減速機、その他
そ の 他	鋼材、OA機器、食品関連機器、家電品、季節商品、その他

(6) 主要な事業所（平成28年 3月20日現在）

区 分	所 在 地
本 店	仙台市若林区卸町三丁目 7 番地の 5
営 業 所	八 戸 営 業 所（青森県八戸市） 宮 古 営 業 所（岩手県宮古市） 北 上 営 業 所（岩手県北上市） 一 関 営 業 所（岩手県一関市） 古 川 営 業 所（宮城県大崎市） 石 巻 営 業 所（宮城県石巻市） 仙台大和営業所（仙台市若林区） 仙 南 営 業 所（宮城県岩沼市） 福 島 営 業 所（福島県福島市） 原 町 営 業 所（宮城県岩沼市） 白 河 営 業 所（福島県白河市） 横 浜 営 業 所（東京都大田区）

(7) 使用人の状況（平成28年3月20日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80（10）名	△3（4）	41.0歳	14.4年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月20日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年3月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,720,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,633,026株（自己株式46,974株を除く）
- (3) 株主数 501名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
植松誠一郎	1,466千株	31.66%
(有) ヤスココーポレーション	587千株	12.67%
松井証券(株)	202千株	4.36%
(株) 七十七銀行	140千株	3.02%
(株) 山善	125千株	2.70%
有岡容子	115千株	2.50%
小田嶋正男	112千株	2.42%
(株) SBI証券	92千株	1.99%
日下隆	71千株	1.54%
植松商会従業員持株会	69千株	1.49%

（注） 持株比率は自己株式（46,974株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月20日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	植 松 誠 一 郎	株式会社RDVシステムズ社外取締役
常 務 取 締 役	椎 名 民 行	営 業 本 部 長 兼 工 作 機 械 販 売 部 長 兼 営 業 推 進 部 長
取 締 役	菅 野 省 一	技 術 部 長 兼 営 業 部 長
取 締 役	阿 部 智	管 理 部 課 長 兼 経 理 課
常 勤 監 査 役	神 郁 夫	
監 査 役	中 野 節 夫	
監 査 役	尾 町 雅 文	尾町雅文公認会計士事務所代表 カメイ株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役中野節夫氏及び監査役尾町雅文氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役神郁夫氏及び監査役尾町雅文氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役神郁夫氏は、当社の管理部に平成17年3月から平成26年6月まで在籍し、通算9年にわたり決算手続並びに計算書類等の作成に従事しておりましたので、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役尾町雅文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役中野節夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4 名	57,492千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	13,200千円 (2,600千円)
合 計	7 名	70,692千円

- (注) 1. 当事業年度におきましては社外取締役及び使用人兼務取締役はおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月12日開催の第37回定時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成4年6月19日開催の第38回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・平成28年6月17日開催予定の第62回定時株主総会において付議いたします役員に対する賞与支給予定額が、以下のとおり含まれております。

取締役	4 名	5,200千円
監査役	1 名	800千円
 - ・当事業年度に係る以下の役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

取締役	4 名	4,100千円
監査役	3 名	1,000千円

 （うち社外監査役2名 200千円）

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外監査役 中野 節夫氏

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況
招集された取締役会及び監査役会への出席率は100%であります。
- ・取締役会及び監査役会における発言状況
同氏は、他社における豊かな経営経験で培った高い識見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、経営体制、

あるいは危機管理等に関し適宜、必要な発言を行っております。

二．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

②社外監査役 尾町 雅文氏

イ．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

尾町雅文公認会計士事務所代表であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員の兼職状況

カメイ株式会社社外取締役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

招集された取締役会及び監査役会への出席率は100％であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

同氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を踏まえた見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、その有する財務・会計に対する相当程度の知見から適宜、必要な発言を行っております。

二．責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、子会社を有しておらず、取締役の員数4名からなる取締役会においては、社外監査役2名を含む監査役3名からの意見は適確であり、社外取締役に劣らない監視機能を果たしている現状にあり、迅速な意思決定と透明性の高い経営を実践してきているため、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、当社といたしましては、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、平成28年5月2日開催の取締役会にて、第62回定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。よって、監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を置く予定であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、行動規範（コンプライアンス・プログラム）を明確にして、全役職員に周知徹底させる。
- ② コンプライアンスの統括組織は社長を議長とする経営会議の場とし、管理部取締役をコンプライアンス担当役員に任命し、管理部がコンプライアンス体制の構築・整備ほかその運営にあたる。
- ③ 役職員に対しては、コンプライアンスに関する研修等を通じ指導し、社内の法令遵守意識の醸成をはかる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議議事録や稟議決裁書、役員会等における重要な意思決定及び報告に関しては、法令・社内規程に基づき、適正に文書の保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業展開上考えられるリスクの予防については、毎月実施される経営会議での普遍テーマとして取組み、同会議が統括する。
- ② リスクの管理については、社内規程で定めるとともに、関係部門にて必要に応じた研修等を通じ会社全体として対応する。
- ③ 与信の対象・与信限度額などについての社内規程、稟議規程の遵守を徹底し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の業務執行状況のチェックや情報の共有を目的とした原則週1回の役員会を継続実施する体制を維持する。

② 定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定に際しては、役員会を機能的に取締役会に置き換えるほか、必要に応じた随時開催を行い、経営の意思決定を迅速にする。

(5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社において該当事項はないが、子会社設立等の際は当該体制の決議を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、監査役の業務補助のための使用人を置けるものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当該使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換のうえ、決定するものとし、原則、監査役会の同意を得るものとする。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べる事が出来るものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあることを発見した時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、直ちに監査役に報告するものとする。

② 常勤監査役は、取締役会及び経営会議等における重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、都度出席するものとする。

③ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携をはかつていくものとする。

- ④ 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならないことを行動規範規定に定め、その保護をはかる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員の監査役監査に対する社内理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 代表取締役との意見交換を随時行うとともに、社内及び内部監査室との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかる。
- ③ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携をはかる。
- ④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

(10) 業務の適正を確保するためのに必要な体制の整備運用状況

- ① 事業展開上考えられるリスク予防については、毎月実施される経営会議での普遍テーマとして取組み、同会議が統括しており、リスク管理については、社内規程で定めるとともに、関係部門にて必要に応じた研修等を通じ会社全体としてリスクの低減に努めております。
- ② 財務報告に係る内部統制の整備・運用規程に基づき、全社的統制、業務プロセス及び決算財務報告プロセス、IT統制の整備・運用の状況評価を実施し、健全化に努めてまいりました。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 基本的な考え方

当社は、社会的な秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

② 整備状況

反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署は管理部とするほか、各部門長を責任者として、警察や（財）暴力団追放センター等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、組織的に対応する。

6. 会社の支配に関する基本方針

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、当社としては、重要な事項として認識しており、株主共同の利益を守る立場から社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,929,310	流 動 負 債	1,547,393
現金及び預金	442,612	支払手形	648,090
受取手形	281,750	買掛金	784,912
電子記録債権	177,486	リース債務	12,867
売掛金	1,664,802	未払金	55,641
有価証券	100,018	未払費用	7,630
商用品	236,779	未払法人税等	12,533
前払費用	3,714	賞与引当金	17,900
未収収益	371	役員賞与引当金	6,000
従業員短期貸付金	2,296	その他の流動負債	1,816
未収入金	4,065	固 定 負 債	142,728
未収消費税等	4,247	役員退職慰労引当金	54,400
繰延税金資産	10,048	リース債務	22,495
その他の流動資産	1,626	繰延税金負債	64,968
貸倒引当金	△510	預り保証金	864
固 定 資 産	1,513,430	負 債 合 計	1,690,122
有形固定資産	305,502	(純 資 産 の 部)	
建物	116,085	株 主 資 本	2,633,078
構築物	5,811	資 本 金	1,017,550
器具及び備品	2,525	資 本 剰 余 金	1,174,661
土地	162,581	資本準備金	587,550
リース資産	18,498	その他資本剰余金	587,111
無形固定資産	17,128	資本準備金減少差益	587,000
電話加入権	4,323	自己株式処分差益	111
施設利用権	44	利 益 剰 余 金	448,278
ソフトウェア	12,760	利益準備金	42,664
投資その他の資産	1,190,800	その他利益剰余金	405,614
投資有価証券	1,061,380	固定資産圧縮積立金	23,321
出資金	18,808	別 途 積 立 金	202,000
従業員長期貸付金	12,745	繰越利益剰余金	180,293
差入保証金	37,962	自 己 株 式	△7,412
保険積立金	4,126	評価・換算差額等	119,540
前払年金費用	6,044	その他有価証券評価差額金	119,540
投資不動産	28,278	純 資 産 合 計	2,752,618
その他の投資	30,651	負 債 純 資 産 合 計	4,442,740
貸倒引当金	△9,196		
資 産 合 計	4,442,740		

損 益 計 算 書

（平成27年 3月21日から
平成28年 3月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	5,755,189
売 上 原 価	4,983,635
売 上 総 利 益	771,554
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	771,394
営 業 利 益	159
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,979
有 価 証 券 利 息	2,074
仕 入 割 引	36,356
為 替 差 益	1,099
不 動 産 賃 貸 収 入	3,407
雑 収 入	1,776
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,355
支 払 手 数 料	3,458
売 上 割 引	154
不 動 産 賃 貸 費 用	716
雑 損 失	73
経 常 利 益	50,093
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	775
投 資 有 価 証 券 償 還 益	34,090
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,166
減 損 損 失	1,240
税 引 前 当 期 純 利 益	82,554
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	31,450
法 人 税 等 調 整 額	△5,286
当 期 純 利 益	56,390

株主資本等変動計算書

(平成27年3月21日から
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金		
			資本準備金 減少差益	自己株式 処分差益		固定資産 圧縮積立金	別 立 積 金	繰越利益 剰 余 金
平成27年3月21日 残高	1,017,550	587,550	587,000	111	42,664	24,104	202,000	157,866
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△783		783
剰余金の配当								△34,747
当期純利益								56,390
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△783	—	22,426
平成28年3月20日 残高	1,017,550	587,550	587,000	111	42,664	23,321	202,000	180,293

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年3月21日 残高	△7,412	2,611,434	213,730	213,730	2,825,165
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△34,747			△34,747
当期純利益		56,390			56,390
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	△94,189	△94,189	△94,189
事業年度中の変動額合計	—	21,643	△94,189	△94,189	△72,546
平成28年3月20日 残高	△7,412	2,633,078	119,540	119,540	2,752,618

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～50年
器具及び備品	5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

定率法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては年金資産が退職給付債務を上回ったため、6,044千円を前払年金費用として投資その他の資産の区分に計上しております。

その結果、退職給付引当金の残高はありません。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	289,339千円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	52,865千円
(3) 差入保証金の代用として供している資産	
定期預金	16,000千円
(4) 受取手形裏書譲渡高	171,443千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
宮城県石巻市	営業所	建物・構築物及びリース資産	1,240千円

当社は、管理会計上の区分（主として営業所）を基準に資産のグルーピングを行っております。

ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については当該資産単独でグルーピングしており、また、本社等の土地、建物、営業所との関係が明確でない資産については全体の共用資産としております。

その結果、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる営業所の資産について減損損失を認識し、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,240千円を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却額により測定しており、零として評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,680,000株	一株	一株	4,680,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	46,974株	一株	一株	46,974株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年6月19日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 34,747千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当額 7円50銭
- ・基準日 平成27年3月20日
- ・効力発生日 平成27年6月22日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年6月17日開催の第62回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 23,165千円
- ・配当の原資 利益剰余金

・ 1株当たりの配当額	5円00銭
・ 基準日	平成28年3月20日
・ 効力発生日	平成28年6月20日

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高	△12,177千円
退職給付費用	26,503千円
退職給付の支払額	△10,510千円
制度への拠出額	△9,859千円
退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高	△6,044千円

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	123,175千円
年金資産	△129,219千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,044千円
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△6,044千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△6,044千円

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	26,503千円
----------------	----------

④年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	23.2%
株式	66.7
その他	10.1
合 計	100.0

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,924千円
未払社会保険料	1,238千円
未払事業税	1,151千円
投資有価証券評価損	3,188千円
役員退職慰労引当金	17,571千円
減損損失	12,533千円
貸倒引当金	2,568千円
その他	5,616千円
繰延税金資産小計	49,792千円
評価性引当額	△39,256千円
繰延税金資産合計	10,535千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,952千円
其他有価証券評価差額金	△52,348千円
固定資産圧縮積立金	△11,155千円
繰延税金負債合計	△65,455千円
繰延税金資産（負債）の純額	△54,920千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.1%
住民税等均等割額	9.1%
評価性引当額の減少	△11.6%
税率変更差異	△3.0%
その他	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成29年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産との純額）は6,265千円減少、その他有価証券評価差額金が5,024千円増加、法人税等調整額が1,241千円減少しております。

(4) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が、平成28年3月31日に公布され、当社では、翌事業年度以降に繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成29年3月21日、平成30年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成31年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金負債（繰延税金資産との純額）は3,395千円減少、その他有価証券評価差額金は2,755千円増加、法人税等調整額が640千円減少いたします。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産で運用し、運転資金は全て自己資金により充当しており、必要な資金がある場合は設備投資計画に照らして自己資金もしくはリースで賄っております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程などに従い、得意先の信用状況を継続的に把握する等、不良債権の発生リスク低減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に債券、投資信託及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクが存在しておりますが、定期的な時価の把握を行いリスクの低減に努めております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であり、適時資金繰計画の作成・更新を行い、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
①現金及び預金	442,612千円	442,612千円	－千円
②受取手形	281,750	281,750	－
③電子記録債権	177,486	177,486	－
④売掛金	1,664,802	1,664,802	－
⑤有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	110,018	110,080	61
その他有価証券	1,037,726	1,037,726	－
⑥支払手形	(648,090)	(648,090)	－
⑦買掛金	(784,912)	(784,912)	－

※ 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形、③電子記録債権、④売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式、投資信託等は取引所の価格又は基準価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑥支払手形、⑦買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(貸借対照表計上額13,653千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 594円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 12円17銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 植 松 商 会

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田 村 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社植松商会の平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画書等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画書等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社 植松商会 監査役会

常勤監査役 神 郁 夫 ㊞

社外監査役 中 野 節 夫 ㊞

社外監査役 尾 町 雅 文 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元の維持・向上を念頭に、安定配当に努めることを基本とし、更に長期的な視野に立って安定的な経営基盤を確保するための内部留保を勘案して方針を決定しております。

第62期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。

なお、この場合配当総額は、23,165,130円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月20日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第31条のとおり新設するものであります。なお、当該規定の新設については、各監査役の同意を得ています。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役以外の取締役の任期が1年となることに伴い、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）を削除するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更、規程内容の明確化等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 （条文省略）	第1条～第3条 （現行どおり）

現行定款	変更案
(機関)	(機関)
第4条 (条文省略)	第4条 (現行どおり)
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
<u>3. 監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
<u>(自己株式の取得)</u>	
第7条 本公司は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	(削 除)
第8条～第12条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 本会社の取締役は8名以内とする。 (新 設) (取締役の選任方法) 第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。 (2) ～ (3) (条文省略) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 本会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、8名以内とする。 <u>(2) 本会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第19条 取締役は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 (2) ～ (3) (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>(2) 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<u>(2) 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> (新 設)	<u>(3) 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <u>(4) 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第22条～第24条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 第26条 (条文省略)	第21条～第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 第25条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役会の決議の省略) 第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設)	(取締役会の決議の省略) 第26条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u> 第27条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 (2) (条文省略)	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 (2) (現行どおり)

現行定款	変更案
第29条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (新 設)	第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> <u>(取締役の責任免除)</u> 第31条 <u>本公司は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の員数)</u> 第31条 <u>本公司の監査役は4名以内とする。</u>	第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の選任方法)</u> <u>第32条 監査役は株主総会の決議によつて選任する。</u> <u>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(3) 本会社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>(4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、前条第3項により、選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときを超えることができないものとする。</u>	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 本会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	(削 除) <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 本会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
(<u>監査役会の決議方法</u>) 第36条 <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第33条 <u>監査等委員会の決議は監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(<u>監査役会の議事録</u>) 第37条 <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> (2) <u>監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>	(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第34条 <u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u> (2) <u>監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>
(<u>監査役会規程</u>) 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(<u>監査等委員会規程</u>) 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(<u>監査役の報酬等</u>) 第39条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
(社外監査役の責任限定)	
第40条 本公司は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削 除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(会計監査人の任期)	(会計監査人の任期)
第42条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (2)会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第37条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (2)会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
第44条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
(期末配当金)	
第45条 本会社は、株主総会の決議によ <u>って、毎年3月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u>	(削 除)
(中間配当金)	
第46条 本会社は、取締役会の決議によ <u>って、毎年9月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第40条 本会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 (2) 本会社は、毎年3月20日または9月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。 (3) 本会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
第47条 (条文省略)	第41条 (現行どおり) <u>(附則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第62回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。
(新 設)	

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うえ まつ せい いちろう 植 松 誠 一 郎 (昭和35年5月6日生)	昭和58年4月 株式会社山善入社 昭和63年4月 当社入社 平成2年6月 取締役経営企画室長代理 平成3年4月 取締役経営企画室長 平成4年4月 取締役開発部長 平成6年4月 取締役環境部長 平成9年6月 常務取締役環境部長 平成10年6月 代表取締役副社長 兼環境部長 平成11年4月 代表取締役副社長 兼営業本部長 平成12年4月 代表取締役副社長兼営業 本部長兼営業第二部長 平成13年4月 代表取締役副社長 兼営業本部長兼営業第二 部長兼環境部長 平成14年4月 代表取締役副社長 兼営業本部長兼営業第一 部長兼環境部長 平成15年4月 代表取締役副社長 兼営業本部長 平成19年4月 代表取締役副社長 平成19年6月 代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社RDVシステムズ社外取締役	1,466,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	しい な たみ ゆき 椎 名 民 行 (昭和22年11月27日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 取締役古川営業所長 平成15年4月 取締役営業部副部長 兼古川営業所長 平成16年4月 取締役営業部副部長 兼中ブロック長 兼古川営業所長 平成17年4月 取締役営業部長 兼中ブロック長 平成17年6月 常務取締役営業部長 兼中ブロック長 平成19年4月 常務取締役営業本部長 兼工作機械販売部長 平成21年4月 常務取締役営業本部長 兼工作機械販売部長 兼営業部長 平成22年4月 常務取締役営業本部長 兼工作機械販売部長 兼営業推進部長 (現在に至る)	16,000株
3	かん の しょう いち 菅 野 省 一 (昭和30年1月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成7年4月 北上営業所長 平成19年4月 執行役員技術部長 兼加工技術課長 平成20年4月 執行役員技術部長 兼営業技術課長 平成21年6月 取締役技術部長 平成22年4月 取締役技術部長 兼営業部長 (現在に至る)	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	あ べ さとる 阿 部 智 (昭和35年2月17日生)	昭和54年7月 当社入社 平成16年4月 管理部経理課長 平成25年4月 管理部副部長兼経理課長 平成26年6月 取締役管理部長 兼経理課長 (現在に至る)	1,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	じん いく お夫 神 郁 夫 (昭和27年2月28日生)	昭和49年4月 株式会社七十七銀行入行 平成15年3月 同行監査部副部長 平成17年3月 当社出向管理部長代理 平成17年6月 取締役管理部長 平成17年9月 取締役管理部長 兼総務課長 平成19年3月 当社入社取締役管理部長 兼総務課長 平成20年4月 取締役管理本部長 兼総務課長 平成26年6月 常勤監査役 (現在に至る)	9,000株
2	なか の せつ お夫 中 野 節 夫 (昭和16年9月19日生)	昭和40年4月 三菱重工業株式会社入社 平成7年6月 三菱自動車テクノメタル株式会社(現 テクノメタル株式会社)常勤監査役 平成8年6月 同社取締役北本工場長 平成10年10月 同社取締役生産管理部長 平成15年6月 当社監査役 (現在に至る)	一 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	お 尾 まち まさ ふみ 尾 町 雅 文 (昭和28年6月26日生)	昭和53年11月 青山監査法人入所 平成元年8月 公認会計士開業登録 平成7年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 平成23年10月 尾町雅文公認会計士事務所設立(現在に至る) 平成26年6月 当社監査役 (現在に至る)	－ 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中野節夫、尾町雅文の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として中野節夫氏を指定し届け出ておりますが、本議案の承認可決を条件に、改めて両氏を独立役員として指定し東京証券取引所に届ける予定であります。
3. 中野節夫氏を社外取締役候補者とした理由は、他社における経営経験豊かで、財務を含め各分野において高い識見を有しておられることから、その経験を生かし当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 尾町雅文氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識、豊富な経験を有され、なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、これらの知識、経験を当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
5. 当社は、中野節夫、尾町雅文の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、各氏の選任が承認された場合には、中野節夫、尾町雅文の両氏とは当該契約を継続する予定であり、神郁夫氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はっ とう こう ぞう 服 部 耕 三 (昭和26年7月8日生)	昭和53年10月 司法試験合格 昭和56年4月 仙台弁護士会入会 昭和58年4月 勅使河原協同法律事務所入所 (現在に至る) 平成8年4月 仙台弁護士会副会長就任 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 服部耕三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 服部耕三氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 服部耕三氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識、豊富な経験等を当社の経営にいかしていただきたいためであります。また、同氏は過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 服部耕三氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬の額は、平成3年6月12日開催の第37回定時株主総会において年額 80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議され今日にいたっておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額 120,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

監査等委員の報酬額は、監査等委員の職務と責任を考慮し、年額 25,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は4名で、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。また、第4号議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、当社監査役全員は、本總會終結の時をもって監査役を退任いたします。それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その支給時期は、監査等委員である取締役の退任時とし、支給の具体的金額、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名			略 歴
じん 神	いく 郁	お夫	平成17年6月 取締役
			平成26年6月 常勤監査役（現在に至る）
なか 中	の 野	せつ 節	お夫 平成15年6月 当社監査役（現在に至る）
お尾	まち 町	まさ 雅	ふみ 文 平成26年6月 当社監査役（現在に至る）

第8号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役4名及び社外監査役を除く監査役1名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額 6,000千円（取締役分5,200千円、監査役分800千円）を支給することといたしたく存じます。

以 上

メ モ

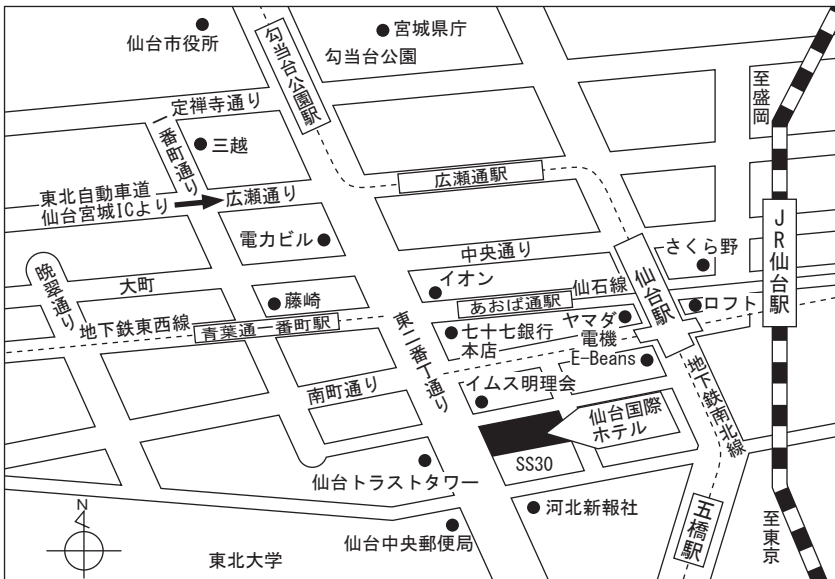
Handwriting practice lines consisting of 12 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 12 sets of three horizontal dashed lines.

定時株主総会会場のご案内

会 場 仙台市青葉区中央四丁目6番1号
電話(022)268-1111
仙台国際ホテル 2階平成の間(東中)
J R仙台駅より徒歩5分
地下鉄仙台駅南2出口より徒歩4分



※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。